

給与支払報告書の提出について

提出期限：平成30年1月25日(木)

※法定提出期限は1月31日(水)ですが、上記期限での御協力をお願いします。

1 提出の必要がある方(下記の①と②に該当する方)

- ①平成29年中に労働の対価として給与等の支払いがあった方
→年の途中で退職した方、専従者、パート、日雇い、アルバイトの方等が対象です。
- ②平成30年1月1日現在、佐伯市に住んでいる方
→住民票が佐伯市以外にあっても、実際は佐伯市に住んでいるのであれば、佐伯市へ提出してください。
※住民票が佐伯市にあっても、実際は佐伯市以外に住んでいる方は、居住している市へ提出

2 提出方法

紙の報告書で提出する方法のほかに、インターネットを利用したeLTAX（エルタックス）での提出、またはCDやDVDによる光ディスク等で提出する方法があります。
※eLTAX（エルタックス）による提出の場合、事前に利用届出の申請が必要です。詳しくは一般社団法人 地方電子化協議会のHP（<http://www.eltax.jp/>）を御覧ください。
※光ディスク等による提出の場合、事前に承認申請書及びテストデータの提出が必要です。詳しくは市役所課税課市民税係へお問い合わせください。

3 提出するもの

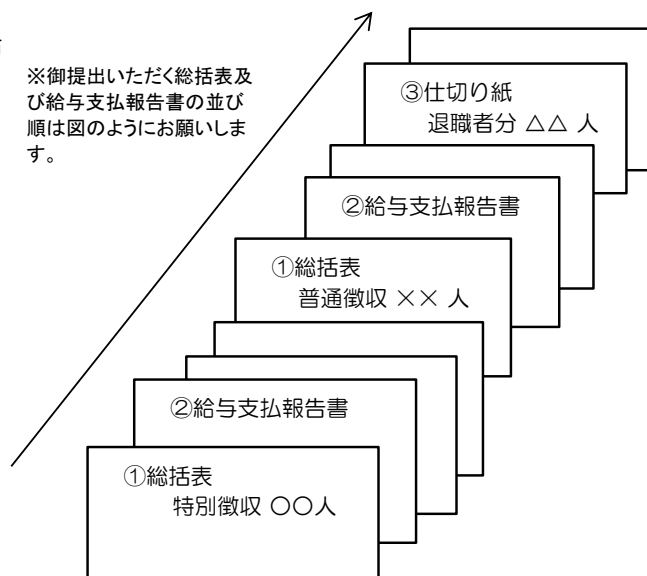
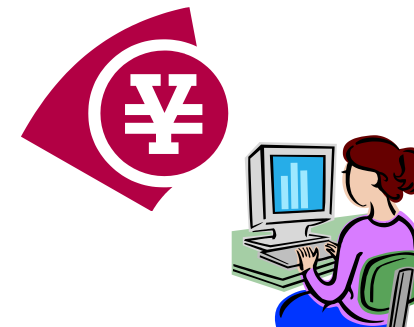
- ①総括表
→提出人数、内訳、市県民税の徴収方法を明記の上、先頭につけて提出してください。
→11月下旬頃に各事業所へ送付を予定していますが、届かない場合は御連絡ください。
事業所独自の総括表を使用する場合でも、佐伯市の様式を添付して提出をお願いします。
- ②給与支払報告書（1人につき2枚）
→4部複写の上から2枚（市町村提出用のみ）。源泉徴収票（4枚目）は、本人に渡してください。
→必ず新様式（A5サイズ）で提出してください。（裏面参照）
- ③仕切り紙
→普通徴収の内、退職者・乙欄・専従者を仕切るため、途中に差し込んでください。
※普通徴収理由内訳書（普通徴収総括表下）
→退職者・乙欄・丙欄以外で普通徴収を選択する場合に記入ください。

4 特別徴収について

大分県及び県下全市町村では、法令遵守と納税の利便性の観点から、平成26年度より給与所得に係る住民税（市県民税）の特別徴収（給与引き去り）の適正実施（実施の徹底）を行っております。平成30年度につきましても引き続きこれを行いますので、御対応をよろしくをお願いします。
また、雇用や給与の形態等により、普通徴収を選択する場合には、上記の普通徴収理由内訳書に必ず記入をお願いします。

5 個人番号(マイナンバー)と国税庁法人番号の記載について

給与受給者の個人番号及び扶養親族等の個人番号の記載が必要です。また、給与支払者の個人番号（給与支払者が個人事業主等の場合）または国税庁法人番号（給与支払者が法人の場合）の記載も必要ですので、忘れずに番号記載をお願いします。



【問合せ先】佐伯市役所 課税課 市民税係 TEL:0972-22-4501